

貝塚市長 酒 井 了 様

貝塚市男女共同参画審議会  
会 長 田間 泰子



貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプランについて (答申)

令和4年5月17日付け貝人権第7号で市長から諮問のありました標記のことに  
ついて、当審議会において慎重に審議した結果、別紙「貝塚市男女共同参画計画(第  
4期)コスモスプラン」のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本答申が次期計画に最大限に反映され、性別に関係なく市民一人ひとりが個人とし  
て尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参  
画社会の実現に活かされることを切望します。

なお、以下の二点についても、審議会として要望いたします。

第一に、地方公共団体による公共調達への男女共同参画の視点の導入について。

人口減少社会を迎える中で、生産性が高く持続可能な社会を実現するためには、女  
性の活躍が必要不可欠です。また女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
(平成27年法律第64号)において、国は、国及び公庫等の調達に関し予算の適正  
な使用に留意しつつ、同法に定める基準を満たす事業主等の受注の機会の増大その  
他の必要な施策を実施することとされ、地方公共団体も国に準じた施策を実施するよう  
努めることとされています。

これらのことから、公契約に男女共同参画の視点を取り入れることは、男女共同参  
画社会の実現において非常に重要であると考えます。公共調達における男女共同参画  
に関する評価項目の導入については、今後の課題として認識され、実現することを期  
待します。

第二に、計画の適正な評価と改善のための進捗管理について。

男女共同参画社会基本法において、同法の目的達成のために計画を立案することと  
調査は国の責務となっています。地方公共団体にあっても、基本計画の策定の義務が  
あり、その適正な評価と見直しは必須です。今後、その客観的基盤として、計画の定  
期的な進捗管理と、効果測定のための市民への調査とを適切な時期に実施し、審議会  
で十分に検討されることを期待します。